

議案第56号

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年9月1日提出

加西市長 西村 和平

加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の右に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第8条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第1項中「及び扶養親族」の右に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第10条の2第1項の改正規定並びに次条の規定は、令和6年1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の加西市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、加西市税条例(昭和42年加西市条例第50号)の一部を改正する必要が生じたため、所要の改正を行うもの。

【概要】

(1) セルフメディケーション税制の適用期限の延長(R4.1.1)

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用期限を令和9年度まで5年間延長する。

(2) 個人住民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し(R6.1.1)

「扶養控除」について、その対象となる「扶養親族」から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたことに伴い、個人住民税均等割・所得割の非課税限度額についても、その基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲を扶養控除の取扱いと同様とする。